第三条第二号中「、自殺対策」を「並びに自殺対策」に改め、「並びに消費者の利益の擁護及び増進」を削り、同条第三号中ヰを削り、ノをヰとし、オの前に次のように加える。

ノ　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

第三条第三号中オを削り、クをオとし、ヤからエまでをクからコまでとする。

第五条第二号イ中「第二十八条第一号」を「第二十七条第一号」に改める。

第六条を削る。

第七条第二号中「第三節第六款」を「第三節第五款」に改め、同条を第六条とする。

第一章第二節中第八条を第七条とする。

第九条第五項中「十七人」を「十六人」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「国際課」を「市民活動促進課」に改め、第一章第三節第一款中同条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第十五条中第十六号を第十九号とし、第五号から第十五号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の三号を加える。

五　内閣府の所掌事務に係る国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関すること。

六　本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の取りまとめに関すること。

七　迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

第十五条を第十四条とする。

第十六条第四号中「（国際課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五号中「、国民生活センター分科会」を削り、「及び北方領土問題対策協会分科会」を「、北方領土問題対策協会分科会及び国民生活センター分科会」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（市民活動促進課の所掌事務）

第十六条　市民活動促進課は、市民活動の促進に関する事務をつかさどる。

第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二十一条第三項中「三十七人」を「三十六人」に改め、第一章第三節第二款中同条を第二十条とする。

第一章第三節第三款中第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とする。

第一章第三節第四款中第二十五条を第二十四条とし、第二十六条から第二十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第三節第五款を削る。

第一章第三節第六款中第三十五条を第二十八条とし、第三十六条を第二十九条とし、第三十七条を第三十条とし、同款を同節第五款とする。

第二章中第三十八条を第三十一条とし、第三十九条を第三十二条とし、第四十条を第三十三条とする。

第三章中第四十一条を第三十四条とし、第四十二条を第三十五条とし、第四十三条を第三十六条とする。

第四章中第四十四条を第三十七条とし、第四十五条を第三十八条とし、第四十六条を第三十九条とする。

第五章中第四十七条を第四十条とし、第四十八条を第四十一条とし、第四十九条を第四十二条とする。

附則第四条中「第七条各号」を「第六条各号」に改める。

附則第五条中「第十五条各号」を「第十四条各号」に改める。

附則第六条中「第十六条各号」を「第十五条各号」に改める。

附則第七条中「第三十七条各号」を「第三十六条各号」に改める。

（内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第七条　内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表国民生活センター分科会の項を削り、同表に次のように加える。

国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター

（総務省組織令の一部改正）

第八条ただし書中「、国民生活センター分科会に係るものについては国民生活局総務課において」を削り、「北方対策本部において」の下に「、国民生活センター分科会に係るものについては消費者庁消費者情報課において」を加える。

（総務省組織令の一部改正）

第八条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「十課」を「九課」に、「衛星放送課」を「衛星・地域放送課」に改め、「地域放送課」を削る。

第八十四条中「地域放送課」を「衛星・地域放送課」に改める。

第八十五条の見出しを「（衛星・地域放送課の所掌事務）」に改め、同条中「衛星放送課」を「衛星・地域放送課」に改め、同条第一号中「第四号」を「第五号」に、「及び国際放送」を「、国際放送、市区町村放送（主として一の市町村（特別区を含む。）の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。）及び有線放送」に改め、同条第二号中「又は国際放送」を「、国際放送又は市区町村放送」に改め、同条第四号中「及び国際放送」を「、国際放送、市区町村放送及び有線放送」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条　削除

（厚生労働省組織令の一部改正）

第九条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十四号中「第二十二号」を「第二十一号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同条第二項中「第二十四号」を「第二十三号」に改める。

第五十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（農林水産省組織令の一部改正）

第十条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条」に、「第五十三条―第六十四条」を「第五十二条―第六十三条」に、「第六十五条―第七十三条」を「第六十四条―第七十二条」に、「第七十四条―第八十五条」を「第七十三条―第八十四条」に、「第八十六条」を「第八十五条」に、「第八十七条―第九十条」を「第八十六条―第九十一条」に、「第九十一条―第九十四条」を「第九十二条―第九十五条」に、「第九十五条」を「第九十六条―第九十九条」に、「第九十八条」を「第九十九条―第百十四条」に、「第百十六条・第百十七条」を「第百十五条・第百十六条」に、「第百十八条―第百二十条」を「第百十七条―第百十九条」に、「第百二十一条」を「第百二十条」に、「第百二十二条―第百二十八条」を「第百二十一条―第百二十七条」に、「第百二十九条―第百四十七条」を「第百二十八条―第百四十六条」に、「第百四十八条」を「第百四十七条」に改める。

第四条第一項第三号中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

第五条第三号中「こと」の下に「（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関することを除く。）」を加える。